

吸収分割に係る事後備置書類

会社法第 791 条第 1 項第 1 号及び第 801 条第 3 項第 2 号
並びに会社法施行規則第 189 条に基づく開示事項

2025 年 4 月 1 日
株式会社大林組
MiTASUN 株式会社

2025 年 4 月 1 日

吸収分割に係る事後備置書類

東京都港区港南二丁目 15 番 2 号

株式会社 大 林 組

代表取締役社長兼 CEO 佐 藤 俊 美

東京都港区三田三丁目 12 番 14 号

MiTASUN 株式会社

代表取締役社長 綱 脇 彰 則

株式会社大林組（以下「分割会社」といいます。）及び分割会社の 100%子会社である MiTASUN 株式会社（以下「承継会社」といいます。）は、2024 年 12 月 25 日付で締結した吸収分割契約に基づき、2025 年 4 月 1 日を効力発生日として、分割会社がビジネスイノベーション推進室において所管するデータセンター事業（以下「本事業」といいます。）に関して有する権利義務を、承継会社に承継させる吸収分割（以下「本分割」といいます。）を実施いたしました。

本分割に関し、会社法第 791 条第 1 項第 1 号及び会社法第 801 号第 3 項第 2 号並びに会社法施行規則第 189 条に基づき開示すべき事項は、以下のとおりです。

1. 吸収分割が効力を生じた日

2025 年 4 月 1 日

2. 分割会社における各手続の経過

（1）吸収分割の差止請求

本分割は、会社法第 784 条第 2 項本文の規定する簡易吸収分割に該当するため、該当事項はありません。

（2）反対株主の株式買取請求

本分割は、会社法第 784 条第 2 項本文の規定する簡易吸収分割に該当するため、該当事項はありません。

（3）新株予約権買取請求

分割会社は、新株予約権を発行していないため、該当事項はありません。

（4）債権者の異議

分割会社は、本分割により分割会社から承継会社に承継させる債務のすべてについて連帯して保証しているため、会社法第 789 条の規定による手続きは行っておりません。

3. 承継会社における各手続きの経過

(1) 反対株主の差止請求

承継会社は、分割会社の完全子会社であったため、該当事項はありません。

(2) 反対株主の株式買取請求

承継会社は、分割会社の完全子会社であったため、該当事項はありません。

(3) 債権者の異議

承継会社は、会社法第 799 条第 2 項に基づき、2025 年 1 月 8 日付で官報公告により、債権者に対して公告を行いました。債権者から異議の申述はありませんでした。なお、承継会社について、各別に催告すべき知れている債権者はありません。

4. 本分割により承継会社が分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項

承継会社は、本分割の効力発生日をもって、本分割契約に基づき、分割会社の本事業に関する権利義務を承継いたしました。なお、承継会社が分割会社から承継した資産及び負債の額は、以下のとおりです。

承継資産の額：18,160 百万円（概算値）

承継負債の額：176 百万円（概算値）

5. 吸収分割に関する変更登記をした日

本分割の効力発生日である 2025 年 4 月 1 日から 2 週間以内に行う予定です。

6. その他吸収分割に関する重要な事項

該当事項はありません。

以 上